

要 望 書

（市町村長） 殿

公益社団法人 ○○○栄養士会
会 長 印

2025年に向けて、高齢者に包括的な支援・サービスを提供するための地域包括ケアシステムの構築は市町村の責務とされており、低栄養や生活習慣病重症化予防等の栄養課題への対策をより充実し効果をあげるために、健康づくり部門のみならず、高齢福祉・介護保険部門に管理栄養士を正規職員として配置していただきたく、次の理由により要望いたします。

なお、市町村行政栄養士の配置につきましては地方交付税措置が講じられておりますので、配置を含め必要な体制の整備等に特段の御配慮をお願い申し上げます。

【 要 望 理 由 】

高齢福祉・介護保険部門に行政栄養士を配置することで、次の効果を得ることができます。

- 1 高齢者の栄養に関する課題（低栄養・過栄養、孤食、粗食等）を健診結果や各種調査結果、地域の暮らしの観察も含めて、個人レベル、地域レベルで抽出し、課題に応じた対策を立案することができます。
- 2 地域における介護予防・認知症予防の取組について、住民運営の通いの場、サロン等において、身体機能の向上のみならず、低栄養防止の観点からの対策を立案することができます。
- 3 高齢者の自立支援・介護予防の観点を踏まえた「介護予防のための地域ケア個別会議」において、栄養改善を中心に多角的な視点からの助言を行うことにより、要支援者等の生活行為の課題の解決や状態の改善等を支援することができます。
- 4 中重度高齢者の要介護状態改善や重度化防止を目的に、かかりつけ医との連携のもと、栄養に関する助言や計画的な指導を行うことができます。
また、要介護者が在宅生活を安心して継続するため、医師、看護師、介護支援専門員および訪問介護員と連携し、居宅訪問による栄養指導を行うことができます。
- 5 配食を利活用した高齢者への健康支援の取組について、食事の選択肢および利便性の拡大による利用者の健康の保持増進が図れるよう、配食事業者および利用者への適切な栄養管理について助言や指導を行うことができます。
- 6 増加する在宅療養者・居宅要介護者への栄養ケアサービスのニーズも多様化しており、在宅や診療所での栄養ケアを担う人材の量的確保および質の向上が求められることから、地域の潜在管理栄養士に対する従事者育成研修を企画立案することができます。
また、医療機関や高齢者施設に勤務する管理栄養士と地域で活動する管理栄養士の情報共有と連携を支援することにより、より適切な栄養・食生活支援を行うことができます。